

第23期第37回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和2年4月6日(月曜日) 13:30～14:15

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	山下元	第11番	近藤美喜男
第3番	藤田幸正	第12番	小野春雄
第4番	岩崎紀生	第13番	曾我部英敏
第5番	小野義尚	第14番	合田有良
第7番	横井直次	第15番	池田辰夫
第8番	藤田健太郎	第16番	伊藤慎吾
第9番	矢野重明	第18番	松本勝美
第10番	藤田幸隆	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第8番	宇野賀津美
第2番	岡田充	第9番	田坂健次
第3番	岡部正明	第10番	眞鍋哲哉
第4番	村上壽一	第11番	寶田正司
第5番	高橋繁	第12番	守谷博明
第6番	井下八郎	第13番	飯尾象司
第7番	高橋眞次	第15番	久枝啓一

(3) 欠席委員 4人

農業委員	第2番	石山敏夫
農業委員	第6番	寺尾俊行
農業委員	第17番	渡邊勝俊
推進委員	第14番	西原實

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	藤 田 和 則	事務局 次長	近 藤 明 美
事務局 次長	菅 仁 司	農 政 係 長	谷 口 恭 子
主 事	篠 原 清 子	主 任	井 上 貴 清
臨 時 職 員	齊 藤 麻 里		

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 新居浜市農業施策に関する意見書の作成について



13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員16人、推進委員14人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。桜の花が満開間近で、非常に心がウキウキするような季節になりましたけれど、あいにくの新型コロナウイルスということでいろいろな会合も自粛ということでございます。農業委員会は農地の関係がございますので、3条、4条、5条等について会を開かないと申請者が不利益を被ると、最悪の場合は紙面議決というようなことにもなるのですが、そこまでじゃなくてとにかく短時間で審議をしてこれを進めていきたい、農地だけではなくてその後には3年に一度ということで我々第23期の委員として市長に対して意見書の提出がございます。その意見書の中身についてもご協議をいただければなりません。とにかく短時間で会を切り上げたいと思っておりますので、よろしく御報告いたします。それでは、ただいまから第37回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議

案第4号までとなっております。農政関係は、「新居浜市農業施策に関する意見書の作成について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において岩崎 紀生委員と小野 義尚委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。議案中、第1号から第3号は決議事項、第4号は意見事項となっております。

加えまして、報告事項1件、参考事項が1件ございます。

藤田会長

1ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田5筆、畑27筆 合計面積18,528.56平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

52番の(1-1)さんから63番の(1-12)さんの12件でございます。

内訳といたしましては、期間、1年間で1件、3年間で2件、5年間で9件。利用権の種類は、使用貸借1件、賃貸借11件。新規設定1件、再設定11件となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること及び全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

藤田会長

ありがとうございました。以上、52番から63番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。5ページをご覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供したいと思いますが、宇野 賀津美委員と曾我部 英敏委員と神野 克史委員が関係しておりますので、退室願います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第4番から第7番の4件でございます。6ページをお開きください。

第4番は、萩生字治良丸、田、1筆、面積1,026平方メートル、譲受人は市内在住の(2-1)さんです。

譲受人は現在6反ほどの農地を家族で耕作しており、この度、経営規模拡大を目的に、譲渡人が県外在住で耕作が困難となっていた申請地を取得するため、農地法第3条申請が提出されたもので、作付けは水稻及び里芋の栽培を予定しております。

第5番は、船木字大久保、田、1筆、面積294平方メートル、譲受人は市内在住の(2-2)さんです。

譲受人は現在4反ほどの農地を耕作しており、この度、経営規模拡大を目的に、譲渡人が高齢で耕作が困難となっていた申請地について贈与を受けるため、農地法第3条申請が提出されたもので、許可後は稲作を予定しております。

7ページをご覧ください。

第6番は、別子山字イモノ、畑、3筆、面積2,106平方メートル、譲受人は四国中央市在住の(2-3)さんです。

譲受人は現在、四国中央市の富郷町及び金砂町で10反ほどの農地を耕作しており、この度、経営規模拡大を目的に、譲渡人が県外在住で耕作が困難となっていた申請地について贈与を受けるため、農地法第3条申請が提出されたもので、許可後は南天の栽培を予定しております。

第7番は、坂井町三丁目、畑、1筆、面積347平方メートル、譲受人は(2-4)さんです。

譲受人については農地所有適格法人ではありませんが、農業協同組合であり、かつ組合員等が行う農業経営に必要な農作物の育苗施設として利用する目的であることから、農地法施行令第2条第2項第1項に規定される特殊事由に該当することから、農地法第3条の申請が提出されたもので、許可後は主に組合員等へ販売するための水稻苗の育苗施設としての利用を予定しております。

以上4件、いずれの案件につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、4番については、地元委員であります、西原實委員から伺う予定でしたが欠席のため事務局から、5番は、矢野重明委員から、6番は、事務局から、7番は、近藤美喜男委員にそれぞれ報告をいただきます。まず、事務局から報告をお願いします。

井上主任

西原委員が欠席のため、事前に報告をいただいておりますので事務局より説明させていただきます。所有地につきましては、現在、耕作はされていないのですが、草はきちんと刈られており、いつでも耕作ができる状態です。農地との境界も明確であることから地域との調和要件も問題がない、許可

をしても支障がない旨の報告書をいただいております。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。次に矢野委員お願いします。

矢野委員

報告します。今回申請になっている土地はそんなに広くなく3畝くらいだったと思うのですが、その両隣が(2-2)さんがすでに耕作している土地であり、今も所有者が耕作していないのを(2-2)さんが管理をしており、今回譲り受けてほしいという話が出たそうです。全く周辺の影響、これから先の管理など問題なく許可相当だというように報告をさせていただきます。よろしくお願いします。

藤田会長

ありがとうございました。次に事務局お願いします。

藤田事務局長

別子山の件でございますが、3月19日に事務局の方で現地調査を行い農地の利用状況等を確認して参りました。申請地は現在耕作はされておりませんが、草刈、雑木の伐採等を行っておりいつでも耕作ができる状態であります。また、周辺農地に特段の影響がないことを確認して参りました。許可後は切り花等として南天の栽培を予定していると確認しております。以上でございます。

藤田会長

ありがとうございました。次に近藤委員お願いします。

近藤委員

この土地は南北に細長い土地でしたが、長年耕作はしていませんでしたが管理の方は十分されておりました。今回、娘婿が家を建てるということで、北側に建てたかったのですが排水が思うようにできないというようなこともあって、南側の道路際に建てることになったのですが、細長いために家を建てることになると裏に回れないという状態であって、実は私の方から農協の方へ、農地の半分を買ってあげたらと申し入れをしたところ、農協の方もハウスの続きなので農協の方で買い取りましょうというような話になり現在に至っております。それともう一つ、娘婿さんは非農家であって半分宅地にしても半分は耕作できないというような話もありました。それと、意見書の方には書いたのですが、ハウスの直ぐ横なので農地パトロールの時にもちょっと気になってお話はしたのです

けど、遊ばしている間の草刈り、この辺の手入れをできたら他の農家の方の模範になるような形でやってほしいなという意見を一つ付け加えさせていただきました。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。以上、議案第2号4番から7番について質疑に入ります。御意見、御質問はございますか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。それでは、議案第2号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(休憩後、委員の入席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

8ページをお開きください。

議案第3号「農地の賃貸借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の賃貸借権設定で、第1番の1件でございます。

9ページをお開きください。

第1番は、船木字元船木、畑、1筆、面積1,533平方メートル、譲受人は(3-1)さんです。

譲受人は現在、11反ほどの農地で生薬栽培を行っており、今回、経営規模の拡大を図るため、耕作地に隣接する申請地を借り入れる目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは生薬を予定しております。

なお、議案書及びお手元に配布させていただいております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該

当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、地元委員であります矢野 重明委員から報告をいただきます。矢野委員お願いします。

矢野委員

報告します。今回、申請が上がってきた土地は1反半くらいとなっておりますが、1筆なのですが実際は2つに分かれていて面積でいうと丁度半分くらいのところで段差70センチメートルの段畑となっております。(3-2)が借りていたと思うのですが作付けはされていなくて、草の管理だけをしていたのですが、今回(3-1)さんが生薬栽培を300メートルくらい離れたところで作っているのですが、その面積を伸ばしたいというようなことで作るようになったようです。(3-1)さんに状況も聞いてみたのですが、生薬、何とか商売になっていますという話がありまして私も気になっていたのですが、作業をおこなっている人に1反半くらい増えても大丈夫ですか、というともう少し増やしたいというような意思表示もありました。地元としては支障はないし(3-1)さんがやってくれば管理もきちりされているので地元にとってはありがたいことだと思っております。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第3号1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の賃借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。10ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を

議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

井上主任

議案第4号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は12件です。

11ページをご覧ください。

53番、松原町、畑2筆、譲受人は、(4-1)さん。

内容は、賃貸共同住宅(1棟)342.41平方メートル、一体利用地として、宅地があり、農地区分は、第3種農地で、区分は、所有権移転です。

54番、多喜浜一丁目、畑1筆、譲受人は、(4-2)さん。内容は、貸し露天駐車場、一体利用地として、雑種地があり、農地区分は、第3種農地で、区分は、所有権移転です。

55番、河内町、田1筆、譲受人は、(4-3)さん。

内容は、宅地分譲(2区画)、農地区分は、第3種農地で、区分は、所有権移転です。

12ページをお開きください。

56番、田の上一丁目、田1筆、譲受人は、(4-4)さん外1名。内容は、賃貸共同住宅(1棟)200.60平方メートル、農地区分は、第2種農地で、区分は、所有権移転です。

57番、高津町、田1筆、譲受人は、(4-5)さん。

内容は、建売住宅(3戸)173.88平方メートル、農地区分は、第2種農地で、区分は、所有権移転です。

58番、桜木町、畑2筆、譲受人は、(4-6)さん。

内容は、建売住宅(2戸)99.36平方メートル、農地区分は、第2種農地で、区分は、所有権移転です。

13ページをご覧ください。

59番、船木字道面、田1筆、譲受人は、(4-7)さん。内容は、太陽光発電施設、一体利用地として、原野があり、農地区分は、第2種農地で、区分は、所有権移転です。

60番、船木字道面、田1筆、譲受人は、(4-8)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、第2種農地で、区分は、所有権移転です。

6 1 番、船木字道面、田 2 筆、譲受人は、(4-9) さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、第 2 種農地で、区分は、所有権移転です。

1 4 ページをお開きください。

6 2 番、高田一丁目、畑 2 筆、譲受人は、(4-10) さん。内容は、自己住宅 5 7. 9 6 平方メートル、一体利用地として、公衆用道路があり、農地区分は、第 2 種農地で、区分は、所有権移転です。

6 3 番、萩生字本郷、畑 1 筆、譲受人は、(4-11) さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、第 2 種農地で、区分は、所有権移転です。

6 4 番、萩生字治良丸、畑 3 筆、譲受人は、(4-12) さん。内容は、宅地分譲(9 区画)、一体利用地として、宅地があり、農地区分は、第 3 種農地で、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

以上、5 3 番から 6 4 番の事案の一般基準につきまして、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく願います。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、5 3 番から 6 4 番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第 4 号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

1 5 ページをご覧ください。

報告事項「農地所有適格法人の令和元年度事業報告について

て」です。事務局から報告をお願いします。

井上主任

農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人の事業報告については第3番の1件でございます。

第3番、(5-1)さんから農地所有適格法人報告書提出され、事業要件については平成31年度途中からの事業開始であったため今回の報告におきましては売上無しとなっておりますが、今後の売上のすべてが農業売上となる見込みであること、その他農地法で定める農地所有適格法人として必要な要件については、議案書に記載のとおり全ての要件を満たしていることから、農地所有適格法人として適正に運営されていることを事務局にて確認いたしましたので、報告させていただきます。

藤田会長

ありがとうございました。16ページをお開きください。参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。なお、14時05分から総会を再開いたします。

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより農政関係の議題に入ります。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、先月の総会では農政関係の協議ができませんでしたので、「新居浜市農業施策に関する意見書の作成について」を議題といたします。

昨年9月の総会において、第23期の意見書の軸となるテーマについて協議を行い、「担い手の確保と育成」、「地産地消の推進と食育の充実」、「有害鳥獣対策支援策の強化」、「計画的な農業生産基盤整備の実施」という4つのテーマに決定しました。1月、2月の総会で、4つのテーマで班に分かれて、意見を出し合い協議し発表していただきました。その意見を基に事務局で意見書をまとめたものについて、本日は再度協議し、意見書としてまとめていきたいと思っております。それでは、今月の資料について事務局から説明いたさせま

す。

谷口農政係長

それでは、資料についてご説明いたします。先月お配りしました農政関係資料をご覧ください。前回、発表していただいた各班の意見をもとに意見書（案）を作成しました。平成29年5月に提出している意見書を基に、変更した部分を赤字にしております。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。それでは、自分の班以外の所についてもこの意見書（案）全体について意見はございませんか。

藤田会長

これを基に皆様からのご意見を付け加えたり削除したりしていきながら最終的に決めていきます。今じゃなくてもいいですから何かお気づきの点、案がございましたら事務局の方へ出していただいて、もう一度、事務局の方で練り直してまとめていきます。以前、班別で出していただいた皆さんの意見を基にまとめているようですのでもう一度目を通していただいて、今回の意見を再度まとめていきたいと、今日、ご意見等がなければ次回では案を決めていきたいと思います。特に、いろいろ時間を掛けて審議していきたいのですが、新型コロナウイルスの関係もございまして部屋での会合等についても時間を掛けられない、もう少し新居浜辺りが収まればいいのですが、皆様方も心配な点もございましょう。皆様方帰られて意見がございましたら早めに事務局の方へ連絡をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。はい、曾我部委員。

曾我部委員

先日、新居浜市長が農業に関してドローンを使った活用してというようなことがありました。これは、どこまで本気なのか議会でそういう話は出ておりますでしょうか。

藤田会長

出てないです。ドローンを使ってということですか。

曾我部委員

市として今から進めていきたい、IT関連事業がどうの、その中で農業をドローンを使って農薬散布。本気で考えているのであれば確認をしておきたい。

藤田会長

担当課に問い合わせをしたり、市長本人にもお会いした

ら確認はしたいと思います。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ここで、事務局から連絡事項があります。事務局どうぞ。

近藤事務局次長

農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦、応募についてご報告いたします。3月31日までの受付期間に、定数どおり農業委員19人、農地利用最適化推進委員14人の推薦がありました。

今後、任命・委嘱の事務を進めていきます。ご協力ありがとうございました。

藤田会長

以上をもちまして、第37回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員